

新制大学初登壇について

新制大学は昭和二十四年度より実施する決定を以て諸種の準備を進めて既に実施中又は計畫中のものは次の通りである。

一、大学設立基準設定について

大学は最高の教育機関として又學術文化の中心機関として重要な使命を持つてゐるのに鑑み、大学の機能を十分に發揮できるようにするために、特に従来の制度による大学、高等専門学校の新制大学への切替基準のためには一定の基準を設け、これを基いて設置され充實されることが大切と思はれる。

これがために昨年十月本省に大学設立基準設定の調査会を設け審議中であつたが、近く一應の大学設立の基準が決定される決定である。その要領は次の通りである。

1、調査会 大学設立基準設定協議会

2、目的 大学の本来の使命達成のため、大学設立に關し、一定の基準を設け、その基準に基づいて大学の設立又は大学の充實を図る。

3、運営 この会は大学設立基準を定める共通協議会と細目を定める分科會に別けて審議した。分科會は更に文科系部會、理科系部會及び女子部會に分れ、文科系部會、理科系部會は更に學部會に分れて審議し、理科系部會は更に各校との連絡を図るため、各地方に連絡學校を定めてその地方の學部の連絡をなすこととした。

4、協議員 協議員は最初共通協議員だけであつたが、審議の進行に伴つて、分科會協議員を増加すると共に共通協議員をも増加して審議した。

春山 38

6-4
5

協議員は次の通りである。

共通協議会 会長 和田 小六 九名

二十名

文科系部會 会長 務 豊 彦 九名

理科系部會 会長 龜山 直人 一三名

女子部會 会長 藤本 高治 一三名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

協議員 四名

七月八日設立されたものである。また法人にはなつてゐない。
本會の組織は次の通りである。

1、名稱 大學基準協會
2、事業 一、大學基準の運用及其の改善

二、大學に關する内外の資料の調査研究

三、大學教育改善に關する情報の交換

四、大學教育の國際的協力に必要な事業

五、會報に大學教育に關する資料の刊行

六、前各條の外本會の目的達成のために必要な事業

3、會員 本會の會員は、大學として設立されて後五年を経過し、大學基準と同等又は以上の水準にあると認められた大學とする。現在の會員数は自公私立大學で官立一人、公立二人、私立四六である。

尙右に該當しない大學は候補會員とする。

4、運営 本會は會長がこれを代表し、定款規定に従いそれぞれ選事會、評議員會、總會等組織にかけ會務を處理する。この外選事會が必要によつて常置又は各種の委員會を置くことが出來又事務局を以て事務を處理する組織になつてゐる。
本會の役員は次の通りである。

會長 一人
選事の中より選ぶ
副會長 二人

選事 十一名以内 評議員の互選とする

監事 二名 會員中より選ぶ

評議員 二十四名 會員中より選ぶ

現在會長は和田小六氏である。

三、大學設置委員會について

本委員會は學校教育法第六十條の規定に基づいて設置するもので、大學の設置に關する重要な事項及び學位制度について調査審議するものである。

未だ發足するには至つてゐないが新制大學の實施方針が決定し、これに關する豫算が決定すれば直に官制化を實現、發足する豫定である。

本委員會設置の長領は次のように考へてゐる。

1、名稱 大學設置委員會

2、目的 大學の設置に關する重要事項及び學位制度につき調査審議する。

3、組織 委員長一人 委員の互選による。但し關係各廳の關係官は被選舉權なし。

副委員長一人

委員 四〇人 内二〇名は大學基準協會の會員中より、其の他は關係各廳の關係官及び學識経験ある者の中からきめる。

臨時委員 専門の學識経験ある者の中から必要な事項があつた時選任する。その數約四

十人。尙本會に幹事、書記を置き事務を整理させる。

四、新制大學切替え實施計畫について

新制大學への切替えは、現在の大學、高等專門學校等が大學設立基準に基いて夫々計量したものを大學設立委員會にかけて決定するものであるが、本省としては各學校の實情を調査するとか、地方の意向を正しく認識しておくとか經費の點とか、其の他色々の面から調査研究を進めてゐる。